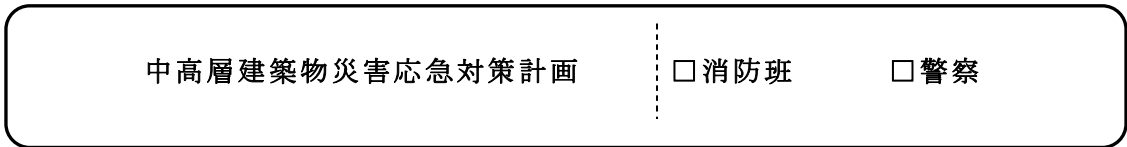


## 第26節 中高層建築物災害応急対策計画



### 【基本方針】

市域に建築されている中高層建築物等の災害に対処するため、市並びに防災関係機関は、それぞれの災害態様に応じた警防体制の整備を図るとともに次の各種対策を実施する。

### 1. 消防本部

#### (1) 消防活動体制

中高層建築物に係る災害が発生した場合は、消防本部はおおむね次のとおり消防活動体制を早期に確立し、市とともに応急対策を実施する。

- 1) 出場基準の決定
- 2) 指揮本部の設定
- 3) 危険度の判定
- 4) 関係機関との通報、連携体制の確立

#### (2) 消防活動内容

消防本部による消防活動は、火災及びガス漏れ事故等に留意し、各々必要な措置または対策を実施する。なお、人命救助は他の活動に優先して行う。

#### 1) 火災等

##### ア. 人命救助

人命救助は、最優先で行うものとするが、特に次の事項に留意する。

- a. 救助活動体制の早期確立と実施時期
- b. 活動時における出場小隊の任務分担
- c. 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用

##### イ. 消火

消火活動については、特に次の事項に留意する。

- a. 中高層建築物等の消防用設備の活用
- b. 活動時における出場小隊の任務分担
- c. 浸水、水損防止対策
- d. 排煙、進入時等における資機材の活用

#### 2) ガス漏洩事故

##### ア. 現場到着時の措置

消防隊は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲を推定し、直ちに火災警戒区域を設定して必要な措置を行う。

##### イ. ガス漏れ場所への進入

消防隊のガス漏れ場所への進入にあたっては、次の事項に留意する。

- a. ガス検知器等による検知が、爆発下限界値の30%に達した地点を進入限界区域とする。
- b. 防火服を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。
- c. 爆発に伴う爆風、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入口等の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部または鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽にするとともに、できる限りの低姿勢で進入する。
- d. 火花を発生する機器の使用及び火花を発生する機器等のスイッチ操作を厳禁する。  
なお、エアソーを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。

ウ. ガスの供給遮断

ガスの供給遮断は、設置したガス会社等が行うものとする。ただし、消防隊がガス会社等に先行して災害現場に到着し、ガス会社の到着が相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができるものとする。

なお、消防隊がガスの供給を遮断したときは、ただちにその旨をガス会社等に連絡する。

エ. ガスの供給再開

遮断後のガスの供給再開は、現場最高指揮者に連絡のうえガス会社等が行うものとする。

## 2. 警察

人命保護を最重点として、本編第2章第7節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

(1) 警備本部等の設置

警察署幹部職員の早期現場急行により現場指揮体制を確立し、併せて現地警備本部を設置する等して災害応急対策を実施する。

(2) 救出救護

被災者の有無の確認及びその速やかな救助活動と、消防機関や救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(3) 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と、危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全・迅速な避難誘導を行う。

(4) 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

(5) 交通規制

救出救護活動及び復旧作業の迅速円滑を図るため、必要な交通規制を実施する。

(6) その他

市は関係機関と連携して被害調査、事故原因の究明を行う。消防本部は警察と連携して現地実況検分等を、また福祉班は警察と連携して遺体検視等所要の措置をとる。